



2024年2月27日
かながわけんなんしふ

建交労神奈川県南支部

2024年春闘No.10

2023年度推進ニュース⑰通算327号

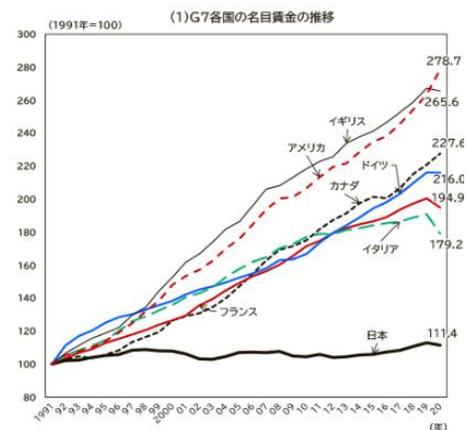
発行責任者 小島 茂

明日2/28は24春闘の第一次回答日です 回答・団交促進！署名・アンケートの推進

明日2月28日（水）は、建交労の2024年春闘における第一次回答指定日および第2次統一交渉日です。

物価の高止まり、安倍政権の2度にわたる消費税増税に加えトラック労働者は4月からの労働時間規制で賃金減少が懸念されるなかで大幅賃上げは待たなしです。ましてや日本の賃金は約30年間にわたって上がっておらずG7のなかで異常な国となっています

（右のグラフは厚労省が作成した1991～2020年までのG7各国の名目賃金の推移の抜粋）。



各分会・班は統一闘争を促進して自らの要求実現に

春の中央行動：厚労省宛署名の推移

春闘アンケートの推移

春闘年	行動日	署名集約数
2018年	3.7中央行動	40
2019年	3.7中央行動	65
2020年	3.5中央行動	51
2021年	3.4中央行動	42
2022年	3.2中央行動	103
2023年	3.2中央行動	28
2023年	3.7中央行動	16

18春闘	101
19春闘	93
20春闘	75
21春闘	97
22春闘	125
23春闘	64
24春闘	10

全力を挙げましょう。そのためにも多くの仲間と一緒にたたかいを進めるツール（道具）となる「要求アンケートと署名」のとりくみを引き続き推進しましょう。特に春闘アンケートと春の中央行動（今年は3月7日）で厚労省に提出する請願署名（別紙に掲載）のとりくみを改めて強化するよう呼びかけます。

2/25雨のなか JR 川崎駅前ハンドマイク宣伝実施

神奈川県南支部執行部は、2月25日の第4回執行委員会を開催する前にJR川崎駅前での恒例のハンドマイク宣伝を実施しました。

生憎の冷たい雨が降るなかでしたが執行部5名（小島委員長、金崎書記長、佐藤執行委員、須田執行委員、赤羽特執）が参加してテッシュ付きビラ250個を配布しました。

次回の宣伝行動は3月31日（日）13:30頃からJR川崎駅東口で実施します。各分会・

班からの積極的な参加を呼びかけます。



宣伝行動に参加した支部執行委員のなかま

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

氏 名	
住 所	

取扱い団体：全日本建設交運一般労働組合（建交労）

労働者の労働条件確保等に関する請願

《請願趣旨》

厚生労働行政における尽力に敬意を表します。

貴職においては、憲法第25条にもとづいて国民の生命と健康・生活を守り、憲法第27条及び第28条にもとづき国民の勤労権及び労働組合活動を保障し、労働者の生活改善に欠かすことのできない賃金・労働条件の向上をはかる貴省の責務を果たすため、以下の事項を積極的に推進するよう請願します。

《憲法第16条の請願権にもとづく請願事項》

1. 雇用の抜本改善と制度・予算などの拡充

- ①建設や運輸などの時間外労働の上限規制を早期に実施させ、長時間労働の是正に向けて36協定の特別条項廃止、勤務間インターバル11時間以上などの労働者保護の法制化をおこなうこと。
- ②各県内の高齢者の就労を促進している団体の調査・掌握を行い、高年齢者雇用安定法第5条、第36条にもとづき、その対象となっている「高齢者(中高年)事業団」などへの援助・育成措置を強めること。
- ③雇用保険の失業給付については、季節労働者の特例一時金を「50日分」に戻し、一般の失業給付との選択制にすること。通年雇用促進支援事業を改善・拡充するとともに、季節労働者冬期援護制度を復活すること。
- ④学童保育所を児童福祉法7条に位置付け、施設長、指導員など必要な職員を正規労働者として配置すること。子どもたちが生活する場に必要な施設、設備を確保すること。

2. 賃金・労働条件と労働環境等の改善

- ①元旦に発生した能登半島地震の復旧・復興事業に際して、家屋等のがれき撤去でのアスベスト対策、危険地域での作業や汚泥処理時の放射線被曝対策等を徹底し、従事する労働者や個人事業主の健康・安全を確保すること。
- ②地域別最低賃金を全国平均で時給1,500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度を確立すること。中小企業への援助措置を具体化すること。
- ③公務・公共サービス業務での適正賃金を確保するためにILO第94号条約を批准するとともに、公契約法の早期制定に向けて関係省庁との連携を強めること。
- ④改正された自動車運転者の「改善基準告示」について、ILO第153号条約や同第161号勧告、「過労死認定基準」などとの関連や「働き方改革関連法」付帯決議との関係で、過労死等防止に向けた再検討を直ちにおこなうこと。

- ⑤「建設職人基本計画」にもとづき、全ての建設工事現場で個人請負の形態で就労させる場合「一人親方労災保険」に加入するよう元請企業への指導を徹底すること。また、建設工事現場に出入りする「4トンダンプ、生コン、平ボディ」などの車持ち労働者が「一人親方労災保険」に加入できるよう対象範囲の追加措置を実施すること。
- ⑥トンネル工事における労働時間は「1日8時間、週40時間」を上限とすること。

3. 国民本位の安全・安心な医療・年金・介護など社会保障制度の拡充

- ①生活保護基準・生活扶助基準などの引き下げをしないこと。
- ②後期高齢者医療制度については、窓口2割負担を中止するよう政府へ求めること。
- ③全額国庫負担による最低保障年金制度を早期に実現すること。物価スライド制や年金支給開始年齢の引き上げをやめること。年金の隔月支給を毎月支給にあらためること。
- ④介護保険法の改悪をやめ、利用者や家族が安心して利用できる内容に抜本的な改善を図ること。介護報酬を大幅に引き上げて介護職員等の賃金・労働条件を抜本的に改善・充実すること。
- ⑤日々雇用労働者の雇用・医療保険受給資格要件である「印紙保険料納付日数」（労働日）を現行の「2ヵ月間で26日」から「2ヵ月間で20日」にすること。
- ⑥多くの国民が反対している「健康保険証の廃止及びマイナカードへの統一化」は強行しないこと。

以上

建交労県本部委員長 殿

建交労支部委員長 殿

全日本建設交運一般労働組合(建交労)
中央執行委員長 角田 肇(代)



「令和6年能登半島地震」被災者支援カンパのよびかけ

全国で奮闘されている建交労のみなさんに呼びかけます。

本年1月1日の夕方4時過ぎに発生した令和6年能登半島地震(能登半島地震)は、M7.6・最大震度7を記録しました。地震発生直後には能登方面の日本海沿岸部で津波が襲いかかり、家屋などが水没し、人的被害を与えました。

石川県では死者202人、安否不明者323人、県内避難所約400ヶ所には約26,000人が身を寄せています。(1月9日現在)その内、珠洲市内、能登町、七尾市に居住する建交労石川県本部に結集する北陸ダンプ支部(1名)、北信越労職支部石川分会(41人)が家屋の全壊、半壊、一部損壊などの被害を受けています。石川分会の組合員1人が亡くなっています。石川県本部の石田直道委員長は分会員たちの状況把握の為に5日から現地入りをしています。

建交労は、被災された仲間と住民の皆さんに心からお見舞い申し上げるとともに今後できる限りの支援をしていくことにします。

1月5日石川県労連内に「支援対策本部」を設置し、全労連は1月10日に「令和6年能登半島地震・対策支援募金」のとりくみを開始しました。今後現地の状況を掌握したうえで、支援物資の搬入やボランティア派遣など具体的な支援活動を全国的にすすめる方針を確認しました。

建交労は、全労連の確認・提起を受けて「能登半島地震」被災者支援カンパのとりくみを10日に開催した常任執行委員会で確認し、全国の仲間にも協力を呼びかけます。各組織の積極的な対応をお願いします。

集約した救援カンパは、以下の金融機関の口座に振り込んでください。

お手数ですが、振り込みした組織は必ず、メールかFAXで別紙用紙にて随時お知らせ下さい。

以上

【振り込み先】

中央労働金庫新宿支店(普通) 3731711

(名義) 建交労中央本部

* 【郵便振替】

(口座番号) 00180-3-25195

(名義) 建交労

振込用紙に「震災カンパ」と記入してください

上記へ支援カンパを振り込んだ分会・班及び組合員は神奈川県南支部にご報告ください。